

お 願 い

●相続登記が済んでいない土地について

お譲りいただく土地の所有権移転登記は県が行います。登記名義人の方が死亡されている場合で相続登記などの手続きがお済みでない方については、あらかじめ必要な書類（遺産分割協議書など）を準備していただくことになります。

●抵当権等が登記されている土地について

土地や建物に抵当権等が登記されている場合は、抵当権の抹消登記が必要となりますので、その手続きの準備をお願いします。

なお、買収する部分の土地について、抵当権の抹消承諾書等の関係書類が提出されれば、県の方で手続きを行うことができます。

●土地を賃貸借している場合について

土地を借りて建物等を所有している場合など、土地を賃貸借している場合は、貸し主と借り主のお互いの権利の割合（借地権割合）についての話し合いが必要となります。

●土地改良事業等の賦課金について

土地改良事業に伴う賦課金、水利組合の脱退一時金については、土地価格に含まれているものとして取扱われますので、個人的に決済していただくようになります。

●移転先地について

移転先地については、位置、面積、形状、価格などがそれぞれ個別の事情により異なりますので、基本的にはご本人で探していただくようお願いしています。

また、話し合いの中で移転先を探したいとのご要望につきましては、できる限りの情報提供などの協力を行います。

なお、分筆・所有権移転登記等については事業用地提供者及び代替地提供者の方で行っていただくようになります。

●代替地の提供を受ける場合について（三者契約）

代替地の提供をされる方には、税制上の優遇措置がありますので、県が税務署と事前に協議を行い、その後、事業用地提供者、代替地提供者、県の三者で契約をします。**その際、この税務署との事前協議の前に事業用地提供者と代替地提供者が仮契約などをされますと、代替地提供者に対する税制上の優遇措置が受けられなくなることがあります**のでご注意ください。

●建物などを取り壊す場合について

建物などの取り壊しについては、建物などの権利者の方に行っていただきますが、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」により、一定規模以上の対象建設工事（80㎡以上の建築物の解体、500㎡以上の建築物の新築・増築など）については、特定建設資材廃棄物（①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート）を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等（リサイクル）することが義務付けられています。

建物などの取り壊しにおける発注者又は自主施工者（請負契約によらず、自ら施工（解体等）する者）は、工事着手の7日前までに、都道府県知事（土木事務所）又は特定行政庁（①大分市、②別府市、③宇佐市、④中津市、⑤日田市、⑥佐伯市）に届出が必要となりますのでご注意ください。

なお、特定行政庁内での対象建設工事は、特定行政庁へ、その他の市町村での対象建設工事は都道府県知事（土木事務所）に届け出を行うこととなります。

詳細につきましては、最寄りの特定行政庁又は土木事務所にご相談され、確認してください。

●建物などを取り壊したあとの廃材の処分について

建物などの取り壊しや、取り壊したあとの廃材の処分などは建物などの権利者の方に行っていただきます。廃材の処分は権利者の方から専門の業者に処分の依頼をしていただくようになりますが、廃材の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処分方法等が定められていますので、適正に処分を行う業者へ依頼を行うなどの注意が必要となります。

●用材林の伐採と移転について

用材林の伐採と移転は、用材林の権利者の方に行っていただくようになります。なお、その際に生じる枝・葉及び切株の処理については県が行います。

●建築確認申請手数料等の減額について

公共事業などの施行により、建築物等を建築する場合は「大分県建築基準法施行細則第3条（確認申請等手数料の減免）」の規定により、建築確認申請手数料等の額の2分の1が減免となる場合があります。

詳細につきましては、最寄りの土木事務所にご相談され、確認してください。

なお、市などの特定行政庁が建築確認を行う場合につきましては、その関係機関にご相談ください。